



## 生命保険の見直し

平成27年相続開始分からの相続税増税が目前に迫ってきました。そのこともあって、相続に関するセミナーなどがあらゆる所で開催されています。相続関連セミナー花盛りといった状況のなか、私にも先日ある生命保険会社の依頼で「生前贈与と生命保険」といったテーマでお話をさせていただく機会がありました。セミナーの準備のために生命保険に関する資料を調べ直したのですが、生命保険にはいくつかの重要な事項があり、皆様にも一度整理してお伝えしておく必要性を感じました。そこで、今月は生命保険の契約について知っておくべき事柄を簡単にお伝えしたいと思います。

### 生命保険の種類

生命保険には色々な種類がありますが、「定期保険」、「養老保険」、「終身保険」の3つがベースとなっていて、この3種類を組み合わせたたり応用したりして商品が出来上がっています。

「定期保険」はいわゆる「掛け捨て」と言われる保険で、一定期間の保障を他の種類の保険と比べて割安な保険料で得ることが出来ますが、保険期間が終了してしまうと保障も解約金もゼロとなってしまいます。しかし、様々な応用形の定期保険が用意されていますので、保険に入る目的によって組み合わせるととても有利な場合があります。

保障と貯蓄がセットになった生命保険が「養老保険」です。被保険者の死亡によって生命保険金が支払われるのは定期保険と同じですが、保険期間が終了すれば死亡保険金と同額の満期保険金を受け取ることが出来ます。途中解約したとしても相当額の解約返戻金を受け取ることが可能です。ただし、その分保険料は割高になっています。

「終身保険」は保障が一生涯続きますので、何歳で死亡しても保険金を受け取ることが出来ます。保障がいらなくなれば、解約して返戻金を受け取ることも可能です。比較的若い頃に加入すれば、保険料も安くなるといった効果もあります。

どの種類の保険にも、それぞれメリット・デメリットがあります。ご自分やご家族の状況をよく

検討して、最良の保険になるよう組み合わせる加入することが大事で、間違った加入をしているとデメリットのみといったことにもなりかねません。

### 死亡保険金の課税関係

死亡保険金を受け取った場合、その保険金に税金が課されることはご存じだと思います。「相続税でしょ」と答える方が大部分でしょう。契約者(保険料負担者)が被保険者で、受取人が妻や子などであれば相続税で正解です。納税資金の確保や生命保険は受取人を指定できるといった利点に加え、一定の非課税枠もあるので、相続対策として生命保険を活用することも大事です。

しかし、契約者(保険料負担者)や受取人の関係が違えば、所得税や贈与税が課税されるケースが出てきます。様々なケースが想定されるため、ここで全てを説明することは出来ませんが、思わぬ税負担を強いられることも稀ではありません。

解約返戻金や満期保険金に対する課税についても、所得税だったり、贈与税だったりと同様の事が言えます。資産形成の目的や税率の差を利用することなどにより、敢えてアレンジを行うこともありますが、現在加入している保険についても再度検討しておくことは必要でしょう。

### 生前贈与と生命保険

相続に対する備えとして、生前贈与を活用することの重要性はさらに増えています。しかし、生前贈与の証拠を確実に残しておかないと、何年もかけて対策したことが全く無駄になってしまうことも珍しくありません。

生命保険の保険料(掛金)を毎年贈与するという方法も考えられます。預金などと比べて贈与の証拠がより確実に残せるといったことに加え、種類や課税関係をアレンジすることによって、相続人らの資産形成に資することも可能です。

新たに生命保険に加入するか否かは別にしても、現在加入している生命保険を見直しておくことは必要です。疑問がありましたら遠慮なく当法人にお問い合わせください。

(文責：逗子事業部 大澤慎一)

